

# 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時  
令和2年9月8日（火曜日）  
午後1時47分開会、午後2時52分散会
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、  
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 総務部  
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、  
村上参事兼人事課総括課長、小原参事兼財政課総括課長、  
戸田法務・情報公開課長、西野行政経営推進課総括課長
  - (2) ふるさと振興部  
佐々木ふるさと振興部長、小野寺地域振興室長、高橋交通政策室長、  
古館科学・情報政策室長、川村企画課長、畠山地域企画監、小野寺地域交通課長
  - (3) 復興局  
大槻復興局長、菊池副局長、阿部まちづくり・産業再生課総括課長
  - (4) 警察本部  
大塚警務部長、玉澤警務部参事官兼警務課長、米沢参事兼会計課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
    - 第1条第1項
    - 第1条第2項第1表中
      - 歳入 各款
      - 歳出 第2款 総務費

- 第1項 総務管理費
- 第2項 企画費
- 第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係
- 第9款 警察費
- 第13款 諸支出金

(2) 議案第3号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例

9 議事の内容

○岩淵誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第4項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第9款警察費及び第13款諸支出金を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原参事兼財政課総括課長 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るため、生活や仕事の場での感染拡大防止対策や医療提供体制の充実を図るとともに、制度融資資金枠の大幅な拡充や地域公共交通の維持に向けた支援などに必要となる予算を計上したものであります。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ759億6,817万5,000円を追加し、補正後現計を1兆951億6,365万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから5ページの第1表のとおりであり、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、6ページ、第2表債務負担行為補正のとおりであります。いずれも貸付金の増額に対応するものであり、当委員会所管のものはありません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金、2目衛生費負担金につきましては、地域医療介護総合確保交付金の補正などに伴い増額するものであり、2億7,798万1,000円の増額であります。

続いて、4ページからの2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から、8ペ

ージ、12 目諸支出金補助金までであります。これは医療機関の病床確保や、医療や福祉、介護サービス事業所等の従事者への慰労金など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して実施する事業や、市町村総合支援事業や公共交通機関の維持のための支援交付金など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する単独事業等の補正に伴うものであり、これら国庫補助金の総額は 251 億 717 万 8,000 円の増額であります。

次に、9 ページ、12 款繰入金、2 項基金繰入金につきましては、まず地域医療介護総合確保基金からの繰り入れを行っております。財政調整基金につきましては、今回の補正に伴い必要となる一般財源に充当した上で、これまで一般財源で対応していた事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ充当整理したことや、国民体育大会や全国植樹祭などの中止や延期が決定した県関連事業につきまして減額したため、基金全体としては減額の補正であります。これら繰入金の総額は 655 万 1,000 円の増額であります。

次に、10 ページ、14 款諸収入のうち、4 項貸付金元利収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金及び対応資金貸付金の補正に伴い、505 億円増額するものであります。

続きまして、11 ページ、8 項雑入につきましては、三陸鉄道や I G R いわて銀河鉄道の運行支援事業を実施するための市町村負担金等の補正であり、7,646 万 5,000 円の増額であります。

以上、説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 759 億 6,817 万 5,000 円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。12 ページをお開き願います。2 款総務費のうち、1 項総務管理費、1 目一般管理費から 7 目情報システム管理費までにつきまして、職員の在宅勤務環境の整備に要する経費等につきまして補正するものであり、10 億 5,961 万 3,000 円の増額であります。

続きまして、13 ページ、2 項企画費、1 目企画総務費につきましては、水産加工業の経営見直し等の支援に要する経費について補正するものであり、433 万 4,000 円の増額であります。

続きまして、14 ページ、4 項地域振興費、1 目地域振興総務費から 4 目国際交流推進費までにつきまして、まず 1 目地域振興総務費であります。森のこだま館及びしらかばの湯の二つの指定管理施設につきまして、利用料収入の減や新型コロナウイルス感染症感染対策に要する増加経費を踏まえ所要額を補正するほか、県民の位置情報等を分析するためのデータ収集に要する経費を補正するものであります。

次に、2 目市町村振興費につきましては、地域経済の回復等を図るため、市町村が地域の実情に応じて実施する対策事業に要する経費を支援する経費につきまして補正するものであります。

3目交通対策費につきましては、三陸鉄道やIGRいわて銀河鉄道、乗り合いバス、タクシー事業に対する運行支援に要する経費等について補正するものです。

次の4目国際交流推進費につきましては、海外事業等の中止に伴い所要額を減額するものです。

なお、1目地域振興総務費には、商工建設委員会に付託される事業がありまして、当該事業を除いた当委員会付託の補正額は27億6,734万8,000円の増額であります。

次に、35ページまで飛んでいただきまして、9款警察費のうち、1項警察管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染予防対策として増車される護送用車両の登録に要する事務経費等について補正するものであり、10万5,000円の増額であります。

続いて、36ページ、2項警察活動費につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症感染予防対策として留置施設の改修に要する経費等について補正するものであり、114万4,000円の増額であります。

次に、44ページ、13款諸支出金、2項公営企業負担金につきましては、県立病院の病棟整備やオンライン診療等、デジタル化の推進に要する経費等について、一般会計から繰り出すものであり、3億4,929万9,000円の増額であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 14ページの新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助についてであります。20億円の補助制度を創設していただいたことには感謝を申し上げます。

この20億円を市町村に補助する際の、案分率の算定基準や計算式はどのようになっているのかお示し願います。

○畠山地域企画監 市町村に対する配分の考え方ではありますが、既に国の交付金は配分になっておりますが、第2次の配分の際に算定式が示されております。計算式は、都市部も地方も両方配慮して、例えば人口や事業所数、財政力指数、あるいは高齢者の人口の比率等を組み合わせたものとなっております。今回はそれに準じて市町村にお配りしたいと考えております。

○岩崎友一委員 我々も国に要望に行ってきました。新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金ではありますが、東日本大震災津波の被災地でもあるということに、しっかりと着目してもらわなければならないと思っています。間もなく10年になりますが、被災地では当時再建資金としてローンを組んだ事業者が非常に多くいます。このコロナ禍において、確かに全国的に経済はぼろぼろの状況であります。被災地では震災に伴う再建資金プラスアルファ今回の運転資金ということで、二重ローン、三重ローンが大きな問題となっております。我々も国に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分に当たっては、被災地のそういった現状を考慮するように訴えていますが、現段階ではなかなかそのようになっていないところです。県は今回20億円を市町村に配分しま

す。全県的にも経済は非常に厳しく、盛岡市も非常に大変だと思いますが、先ほど言ったように二重ローン、三重ローンで苦勞している被災地の事業者に対してしっかり対策を講じられるように、算定式に何らかの配慮があってもよろしいのではないかと思うのですが、県の考え方、整理の仕方をお示しいただきたいと思います。

○**畠山地域企画監** 岩崎委員から御指摘いただいた点につきましては、非常によく理解できます。被災地の皆様のことを考えれば、いつも心が痛む思いで仕事をさせていただいております。国の交付金の要綱の中で、交付限度額の算定に当たりましては、年少者の人口の割合や高齢者の人口の割合も算定の係数としてしているところでもあります。なかなか見えづらいところではありますが、基本的に人口は、平成27年の国勢調査の人口で算定しているのですが、本県の沿岸被災地市町村につきましては、この人口もしくは平成28年1月1日現在の住民基本台帳の人口、どちらか有利なほうを使って算定することで優遇されております。よって、今回も同様の基準で、沿岸市町村に配慮したいと考えております。

○**岩崎友一委員** 国のそういった一定の配慮、一定というのは物すごい一定なのですが、配慮があるのはそのとおりだと思います。もし県が20億円を配分する際に配慮した場合、金額ベースでどのくらいの影響があるのでしょうか。

○**小野寺地域振興室長** 20億円の配分について、室の中である程度試算をしております。配分額を公にするのは内部的なステップを経てからになります。被災地には実際配分されるものに対して数%程度の影響があると思っております。岩崎委員御指摘のとおり、復興は本当に重要なテーマだと思っております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でも配慮はさせていただきましたが、復興を成し遂げていくために、県政としてさまざまなアプローチにより取り組んでいくべきと思っておりますので、御協力いただければと思います。

○**岩崎友一委員** よろしくお願ひします。

復興局に確認します。今言ったように非常に厳しい状況であります。復興局としての予算は計上されていないのですが、二重ローン、三重ローン問題に対して復興局として何ができるのか、現段階で検討していることがあれば報告をお願いします。

○**大槻復興局長** 今回の第4号補正に関して言いますと、沿岸被災地の水産加工業、学校の給食用に冷凍魚などの水産加工品をつくっているのですが、学校の臨時休校等によりかなり厳しい状況にありました。今回、水産加工業の販路拡大として、サプライチェーンの再構築に関する事業を設けさせていただいております。若手の経営者の方々を初めとして、業務用だけでなく一般家庭用、要するに巣ごもり需要も視野に入れて、通信販売に進出できるようなサプライチェーンの再構築事業を設けさせていただいております。

二重ローン、三重ローン問題につきましては、国が震災前からのローンの債権を買い取って、さらにその債権を買い取った金融機関が経営指導をしていくというシステムがあります。東日本大震災津波以降も全国でいろいろな災害がありましたし、今後は新型コロナウイルス感染症もあり、大変な思いをされている事業者の方もたくさんいらっしゃいます

ので、再度債権の買い取りをして経営支援をしていく方法をとれないか、復興庁とお話しをさせていただいているところであります。

○岩崎友一委員 債権の買い取りなのですが、東日本大震災津波のときも実際に活用した数はそんなに多くないのです。簡単に言えばハードルが高いのです。国ともいろいろ考えてもっと活用しやすいようにしないと、恐らく件数は伸びないだろうと思います。新型コロナウイルス感染症もまだまだ長引きそうですから、はざまにいる人たちにしっかりと支援が届くように、復興局もしっかりかかわって、いろいろな事業をつくって進めていってほしいと思います。

○工藤大輔委員 今回予算を確保するに当たって、事業の見直しをし、中止する事業の分が財源として盛り込まれてます。我々は基本的に、予算を通した後にそれらの事業が実施されると理解をしています。執行部はどういった事業を実施し、どういった事業を中止するのか説明する必要があると思うのですが、考え方を伺います。また、今後中止する事業はどの程度出てくるのか、見直しについてもお示してください。

○小原参事兼財政課総括課長 今回減額いたしました事業は、今年度での中止、または延期が確定しているイベント等であります。ソフト事業として明らかに実施できないものについて減額しております。

今後やり方を変えることができないものにつきましては、また次の補正予算として、御説明が必要になると思います。今回は単純に、前回、議会事務局の南米移住者県人会創立記念式典参加事業を海外へは行けない状況から実施は困難であるとして減額しておりますが、それに準じたものにつきまして、減額させていただいているところであります。

○工藤大輔委員 今後中止となる事業がどの程度出てくるのか、見直しはまだ立たないということなのでしょうか。年度末にかけて実施できない事業がわかれば、示す必要があると思いますが、その考え方について伺います。

○小原参事兼財政課総括課長 ただいま工藤大輔委員から御指摘がありましたように、基本当初予算で計上しておりますので、可能な限り執行することが原則であると承知しております。今般新型コロナウイルス感染症の関係もありますので、実際に対面でできないものについては、新しい生活様式等を取り入れながら対応していかなければいけないものも当然出てくると思います。どのようなやり方で執行できるか検討している事業もあるところです。そのような状況にありますので、現時点でこれだけの事業の実施が難しい、あるいは減額となる数字をお示しすることは難しいところです。そういうものにつきましては、今後の補正に向けて整理をさせていただきたいと思っております。

○工藤大輔委員 わかりました。議会にもできるだけ早く、丁寧に説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、市町村振興費の新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助について伺います。先ほど配分の基準については説明がありました。実際に市町村への配分額がどの程度になるのか示せるのでしょうか。また、配分額は数千万単位なのか、あるいは億

もあるのか、それは市町村が自由に使えるのかどうか、さらに年度末までに使い切らなければならないのか、繰り越しはできるのかどうかなども説明していただきたい。

この事業をつくるに当たって、市町村からどのようなことをヒアリングして、よりよい制度にしようとしているのか、説明していただきたいと思います。

○**畠山地域企画監** 何点か御質問いただきました。

まず1点目、市町村ごとの大体の配分額につきましては、今回補正予算案を御承認いただいた後、速やかに、先ほどの基本的な考え方にのっとりまして、案分により計算をしていきたいと思っております。20億円を33市町村で配分することになりますので、試算では、大きい市に関しましては1億円、2億円となることもありますし、小さいところになりますと何千万円というところもあります。差が出てしまうところもありますが、いずれ国の計算にのっとり、できる限り公平に配分していきたいと考えております。

次に、使える内容についてであります。基本的な考え方といたしまして、少しでも市町村のお役に立つような事業にしたいというのが大前提にあります。幸い今の国の交付金には自由度もあり、厳し過ぎる縛りもなく運用されておりますので、なるべくそれに準じたいと考えております。しかし、国とすっかり同じというものもなかなか厳しいものがありますので、今回は国の要綱に示されております4本の柱のうち、社会経済活動の関係の3本、具体的には雇用維持と事業の継続、次の段階として官民挙げての経済活動の回復、それから強靱な経済構造の構築に着目して支援したいと考えております。なお、1本外そうと考えております柱は、感染拡大防止、あるいは医療提供体制に対する項目であります。国に5月末に第1次で提出しております市町村の実施計画を見ますと、圧倒的に雇用の維持、事業の継続に充当されていた比率が高かったこと、及び市町村からの意見を踏まえまして、社会経済活動関係の事業を対象にしたいと考えたところであります。

次に、市町村が自由に使えるかどうかにつきましては、今お話ししたとおり補助金ですので、最低限チェックは必要になると思いますが、できる限りお手数をおかけしないようにしながら、柔軟に使えるようにしたいと考えております。

最後に、繰り越しについてであります。国の交付金については繰り越しは認められております。しかし実務的なところを申し上げますと、最後の実績を確認した後、国へ報告を上げて御承認いただくこととなりますので、いろいろな煩雑さ、複雑さを考えますと、できれば今年度中に完結できるものに使っていただきたいと考えております。寄せられるものについては例えば国でやっていただくように工夫ができないかということも考えております。

○**岩淵誠委員長** 執行部に申し上げます。答弁は簡潔に願います。

○**小野寺地域振興室長** 恐縮でございます。市町村の声についてだけ補足させていただきます。

先般、町村議会議長会からも御要望をいただいております。今後新たに必要となる地方負担や、地方公共団体が独自に実施している、深刻な影響を受けて経営が悪化している中

小企業者等への支援等に対して、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないように十分かつ確実な財政措置を講じることなど、いわゆる社会経済対策を中心とした要望をいただいております。また我々も市長会、町村会を初め、市町村にも個別に御意見を伺ったところ、県からこういう追加的な支援があればありがたいといった話や、経済対策に係る財源が不足しているといった話がありましたので、今制度設計を考えているところであります。

○**工藤大輔委員** 私が自治体から聞いた話では、直接県からの説明はなかった、要綱等もまだはっきりしたものは示されていないとのことでありました。いずれ市町村にとってよりよい事業をつくるのであれば、使い方についても、もっと詰めてもらいたいと思います。

最後に、交通対策費の三陸鉄道運行支援交付金についてお聞きします。1億9,000万円となっていますが、実質県は2分の1の9,500万円の支出になると思います。三陸鉄道の運営等にはふるさと納税も充てられていて、令和元年度も市町村と半々で使っていると思いますが、令和2年度はどうなっているのか。また今回、何らかの形でふるさと納税が盛り込まれているのかどうか、お示してください。

○**小野寺地域交通課長** 三陸鉄道に対するふるさと岩手応援寄付ではありますが、平成28年度から応援事業としてメニューをお示ししております。具体的には三陸鉄道の支援として、さらなる利用促進のための事業に活用させていただきますと呼びかけをして寄附をいただいているところであります。令和元年度につきましては422件、1,861万円余の寄附をいただきました。これにつきましては、三陸鉄道の利用促進を図るために三陸鉄道強化促進協議会を設けまして、いろいろな事業を行っておりますが、そちらに充当しました。なお、昨年10月に台風第19号災害で全区間の約7割を運休した状況もありまして、さらなる利用促進を図るために、12月補正で三陸鉄道強化促進協議会事業の600万円の補正予算もお認めいただいたところであります。その600万円の財源につきましても、三陸鉄道支援として御寄附いただいたふるさと岩手応援寄付を充当させていただいたところであります。

今回の三陸鉄道運行支援交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することにしておりますので、ふるさと岩手応援寄付を充当する予定はありません。

○**工藤大輔委員** 三陸鉄道に対するふるさと岩手応援寄付を県の負担分に充てて、市町村からは2分の1を丸々出してもらうような使い方をしていないかと聞いたことがあります。寄附していただいている方からすれば、県や市町村に使ってもらうことが目的ではなく、三陸鉄道の運営のために使ってもらうことが目的だと思います。県に寄附していただいている分を丸々県の財源として使うのではなくて、公平性の観点からも、市町村にもメリットのある活用の仕方、利用の仕方があるのではないかと考えています。今回はふるさと納税分は充当しないとのことですが、今後の三陸鉄道に対するふるさと納税の使い方について、市町村との公平性も含めて、どのように活用しようとしているのかお伺い

します。

○**小野寺地域交通課長** 昨年 12 月補正で追加で措置させていただきました 600 万円については、丸々県が負担しておりますので、上乘せして事業費を積んだことになっておりますが、それ以外の部分につきましては県の負担分から差し引いております。今御指摘いただいたことも踏まえまして、今後どのように取り扱っていくのか、中で検討させていただきたいと考えております。

○**佐々木順一委員** 私も新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助について伺います。先ほどの答弁を聞きますと、ほとんど交付金に近い性格であります、補助という言葉をつけないければならない理由はあるのですか。

○**畠山地域企画監** 先ほども少しお話しさせていただきましたが、国の交付金を使いながらやはりもう少し財源が欲しい、事業をやりたいとお声があるものですから、もう少し拡充した御支援をさせていただきたいと考えております。国からお金をもらって、すっかり同じことに使うというのはなかなか難しいので、県としては経済対策に特化しながら、最大限使いやすくしたいと思っております。その部分を少し精査しながら、市町村に拡充させていただきたいという趣旨から補助金という形をとらせていただいたところであります。

○**小野寺地域振興室長** 県の交付金ですが、台風災害などのときに交付金を交付するケースがありますが、これは用途を定めずに自由にお使いくださいということで交付しているものであります。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の要綱がありまして、その制度の範囲内でお使いくださいということになっております。我々の今回の補助金も国の交付金が原資になっておりますので、同じ制約があります。台風の交付金のように、どうぞ自由にお使いくださいとはお渡しできないので、形式的には一件一件審査をさせていただくこととなります。ただし手続につきましては、大分簡素化したいと思っております。今国の交付金では事業計画を一覧表にさせていただいておりますが、そのような形でなるべく市町村に御迷惑をかけないように対応していきたいと思っております。

○**佐々木順一委員** 国から交付金という名を使ったらいかんという指導があるのですか。それとも県が自主的に、国に対する配慮で補助という言葉を使わざるを得ないということなのですか。

○**小野寺地域振興室長** 国から特に指導はありませんが、この制度を考える際に、他県の事例も参考にさせていただきました。全て補助金という名称を使っておりますし、県の運用としても、交付金には先ほど申し上げたようなスタイルがありましたので、今回は補助金という名称を使わせていただきました。

○**佐々木順一委員** 実質的には交付金ですよ。

話は変わりますが、先ほどの本会議で総務部長から、知事会の不足額が 5,000 億円と

いう答弁がありました。積み上げ方式であると思っておりますので、本県では不足がどのくらいあるのか伺います。また、どのような事業が予算にまだ計上されていないのか、主なもので構いませんので、お聞かせいただきたいと思います。

○**小原参事兼財政課総括課長** 知事会での5,000億円の積み上げであります。照会があったのが、まさにこの9月臨時議会に提出する補正予算を積み上げていく段階でありまして、県といたしましては、地方の単独分といたしまして190億円弱交付される予定になっているところ、今回の補正予算では大体12億円余まだ余っている状況であります。ただし補正予算の段階では、いわゆる利子補給や、例えば観光分野への給付的なものなど、足りなくならないように積算等をしておりまして、ざっくりですが50億円くらい足りないのではないかと積算をして報告をしているところです。その結果、実際今も補正予算では精算して12億円余っておりますので、今後必要な分につきましては、執行していく上で、すき間等を見ながら検討していくことになると思います。

○**飯澤匡委員** それでは、2点質問させていただきます。

まず、交通対策費についてですが、これは政府が地域の実情を鑑みてつけたものと思っております。具体的にお伺いしますが、バス事業者、タクシー事業者の支援金の交付対象はどのようにして決められるのか、その範囲についてお示してください。

○**小野寺地域交通課長** バス事業者運行支援交付金であります。交付の対象と予定しておりますのは、県内で乗り合いバス事業を行う岩手県交通と岩手県北自動車、それからJRバス東北と考えております。考え方ですが、これまでバス事業者への支援、路線の維持につきましては、広域的な幹線路線については県が、それから市町村の地域内を運行する路線については市町村がそれぞれ主体となって支援を行ってきたところでありまして、県の支援対象がこの3社になります。今後も引き続き、地域の貴重な生活の交通手段として維持していただく必要があると考えておりますので、この3社を支援金の交付対象と想定しているものであります。

それから、タクシー事業者運行支援交付金であります。県内でタクシー事業を営む事業者を対象に想定しております。大体一般タクシー事業者140社、個人タクシー事業者80者ほどあります。台数にしますと大体2,200台の車両規模を交付の対象と想定しているところであります。

○**飯澤匡委員** ただいまバス事業者については3社という明言をいただきました。その名前に挙がっていなかった私の地元一関市のコミュニティーバス等の事業者もあるのですが、市町村が委託事業者の主体となっているバス事業者については、別の形で支援があるのかどうか。県は均等に考えるという立場からどのように考えているのかお示してください。

○**小野寺地域交通課長** 市町村のコミュニティーバス等につきましては、市町村から委託等を受けて、その受託路線等について車両を運行させていると思っておりますので、基本的には委託料の中から運行に係る経費が支出されるべきものと考えます。今回は県は3社を交付の対象と考えております。市町村におけるコミュニティーバスにつきましては、基本的に

は市町村で御対応をいただくのが普通ではないかと考えております。

○飯澤匡委員 では県内の広域的な範囲でサービスを提供する乗り合いバス事業者ということでもよろしいですね。

○小野寺地域交通課長 はい。

○飯澤匡委員 わかりました。タクシー事業者運行支援交付金については台数割りということですか。

○小野寺地域交通課長 そうです。

○飯澤匡委員 わかりました。

それからもう一つ、財源として国庫支出金のほかにその他財源となっていますが、どういう財源なのかお知らせください。

○小野寺地域交通課長 交通対策費のその他財源の1億6,400万円ではありますが、三陸鉄道とIGRいわて銀河鉄道に対しての支援金につきましては、県と沿線の市町村で協力してその支援を行うことを想定しております。その市町村負担分につきましては、市町村から県に一旦負担金という形で支出していただき、県が一括して三陸鉄道とIGRいわて銀河鉄道に支援金を交付するというスキームを予定しております。その市町村運営負担相当額分がその他財源として計上している金額になります。

○飯澤匡委員 それは、今回の新型コロナウイルス感染症にかかわらず、恒常的な財源ではないのです。その縦分けはどのような考えなのですか。

○小野寺地域交通課長 今回の市町村負担金に関しましては、市町村にも、新型コロナウイルス感染症対応に伴う三陸鉄道とIGRいわて銀河鉄道への支援として、同じように予算措置等をしていただいて、負担していただくことを想定しております。

○飯澤匡委員 今回は特枠でもう一回予算を組んでもらうということですね、わかりました。

それでは、質問の2点目、情報システム管理費についてお伺いします。提出予定議案等説明会では、タブレットの購入に充てるとのことでした。恐らく国庫支出金で出た情報システム、情報化の設備にかかわる部分で、県ではこれが足りないということで予算化をしたと思うのですが、改めて、この金額で何をしようと考えているのかお示しいただきたい。

○古舘科学・情報政策室長 今回の情報化設備整備費につきましては、在宅勤務に移行した場合に県の行政機能を維持するため、テレワークに関連する機器の調達をしようとするものであります。具体的には、テレワークの持ち運びに適したノートパソコンを調達したいと考えております。それプラス、端末のためにサーバー等にアクセスするためのサーバーライセンス、それからネットワークからそのコンピューターを認識するための認証機器等の整備に使わせていただきたいと考えております。

○飯澤匡委員 基本的なことをお伺いします。確かにこのコロナ禍でリモートワーク等に移行することは民間会社でもあります。県庁もそういうことに適合するかどうか考慮した上で今回の機器購入に至ったと思います。これからどのような場面でリモートを使うのか、

その基本的なシーンをはっきりさせておかないといけません。ただハードをあてがいました、ここにあるから使いましょうではどうにもならないのです。これからの人材教育を含めて、県庁内での基本的なリモートワークの考え方をお示しをいただきたい。恐らくハードが先だったので、そこまで考えが至っているのかどうかはあまり期待はしていませんが、国民からの税金を使って買うのですから、県としてどのように使おうとしているのかお答えいただきたい。私に関心があるのは、これからの人材教育、人間教育です。確かにリモートは、一方的に会議をするときは大変便利であるが、質を高めるといふ場面では非常に限定的であるという危険性もはらんでいると、私自身は考えています。ですから、どのような場面で、どのように使おうとしているのか、具体的な考えをぜひお示しいただきたいと思います。

○西野行政経営推進課総括課長 リモートワークと働き方改革についてのお話をいただきました。まさに今回、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止という危機に対応する体制から機器導入を予算計上させていただいたところでは、これはまさに新しい生活様式に対応した働き方を模索していく中であって、働き方改革に結びつくものと思います。

どのような場面でリモートワークを活用するのかは、正直これから精査していかなければならないと思いますが、まず危機管理においては全員が出勤しなくても行政機能をとめないために、これは絶対活用していく必要があります。平時においては、子育てや介護のための在宅従事者のテレワーク環境の充実、そしてさらには、テレワークは場所に制約されませんので、パソコンを持って現場や出張先に赴いて、そこでより深い意見交換をすることも想定されます。県職員が常態としてリモートになるかどうかは、これから非常に慎重に検討する必要があると思っております。民間企業なども今回の新型コロナウイルス感染症対応をきっかけに常態化するといったお話も聞いておりますし、先進的に取り組んでいる企業もあります。また、都道府県においても取り組みを進めているところもありますので、参考にしながら、本県における運用はどうあるべきか、それに向けて紙文化の仕事のフローをどう見直していくべきか、あわせて検討してまいりたいと考えているところがあります。

○飯澤匡委員 私が先走って言ってしまったのですが、このようなハードを使って今の時代に対応することは必要なことだと思うし、今回国で認めていただいて、県もそれに対応することはいいことだと思います。しかし県庁力、そして特に若い方々の危機突破能力をいかにつくっていくのかということについては、今後大きな課題になると思うのです。リモートワークはどういう場面で使うのか、やり方自体をはっきりさせておかないと安易になる場合も想定されます。先ほどあえて人材教育ということを行いました。これはぜひしっかり県庁で練り込んで、基本的な指針でいいので我々にも教えていただきたいと思っております。私も若干別の場面で使わせてもらいましたが、一方的に報告するような会議では、全世界的にもできるので有用です。しかし何回も繰り返しますが、人間が壁にぶち当たったときどうやって乗り越えるかは、やはり職場の中で切磋琢磨したり、上司から教えられ

で育っていくものだと思うのです。これは不変なものだと思うのです。リモートワークのできる部分と、業務として本来あるべき部分の2本立てで、しっかりやっていく必要があるのだろうと私は思います。改めて、総務部長にお伺いして私の質問を終わります。

○**白水総務部長** 非常に重要な御指摘をいただいたとっております。御承知のことと思いますが、首都圏あるいは大阪府、愛知県もそうかもしれませんが、民間企業でテレワークをやった結果、新規採用の、特に若い社員が、配属後一度も出社しないまま家でテレワークをしていたら、メンタルの面で不調を抱えられたという方が一定数いたとのことで、実際に課題も多々指摘されているところでもあります。人材教育という意味で、テレワークになじむ業務にどのようなものがあるのかしっかり詰めないといけないと思っております。また、テレワークにおける例えば上司と部下とのコミュニケーション、指導や助言等についても、どのようなやりとりができるのか。民間企業では一定時間チャット的なオンライン相談を行うなど、気軽に話し合えるようにいろいろな工夫をしているようですので、我々も研究をしていかなければいけないと思っております。

いずれにいたしましても、西野行政経営推進課総括課長からも説明いたしましたが、今年度働き方改革の推進会議を立ち上げておまして、できれば今年度中にこの関係のロードマップも策定をしていきたいと考えております。飯澤委員から御指摘いただいた点も踏まえまして、今後しっかりと検討をしていきたいと考えております。

○**飯澤匡委員** 民間の場合は、テレワークであっても一定程度の成果が求められるので、一定の効果は出ると思うのですが、行政にはまた別の側面もあります。例えば極端な話、こんなの登庁しなくてもできるじゃないというようなことがまかり通ってしまって、行政体としての顔が見えなくなってしまうのではないかと懸念します。そこはしっかり魂を入れてやっていただきたいと思えます。

○**岩淵誠委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原参事兼財政課総括課長 議案第3号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例につきまして御説明申し上げます。

議案(その2)の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1の制定の趣旨であります。新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置の影響を受けている地域経済及び住民生活の支援並びに地域経済の活性化への対応に要する経費の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金を設置しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。まず(1)につきましては、枠組みにありますとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国の運用通知において、令和3年度以降の後年度負担の財源に充てるため、基金の設置が認められている利子補給及び保証料補給事業について積み立てを行うものであります。

次に、(2)については、基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものであります。具体の積立予定額関係につきましては、枠組みに記載してありますとおり、保証料補給及び利子補給に係る経費分として、計10.5億円を今回の補正予算案に計上しております。

次に、(3)につきましては、基金に属する現金の保管方法等について定めるものであります。

次に、(4)につきましては、基金の運用益金の処理について定めるものであります。

次に、(5)につきましては、財政上必要がある場合、繰替運用について定めるものであります。

次に、(6)につきましては、その他基金に関し必要な事項は、知事が定めるものであります。

最後に、3の施行期日等ありますが、この条例は公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 1点だけ確認させていただきます。今回の基金の積立予定額であります。これは、現在の対策支援に対応するための金額であって、今後もしまたさらに対策資金がふえる場合には、随時補正を行っていくとの理解でよろしいでしょうか。それとも余裕を持たせている金額なのでしょうか。

○小原参事兼財政課総括課長 こちらの積立額につきましては、予算化しております範囲内で借入れを見込んだ額を想定して積んでおります。今後実績を踏まえまして、増額が必要な場合、もしくは減額が必要な場合には、2月補正で積立額を補正していきたいと思っております。

○郷右近浩委員 了解です。

○岩渕誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。